

## 沼津市まちなか賑わい創生事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第95号

(趣旨)

第1条 市長は、沼津市の中心市街地において賑わいを創出し、中心市街地の活性化に寄与する事業を実施するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 沼津駅を中心とした概ね半径1キロメートルの、沼津市中心市街地まちづくり計画における中心市街地の範囲をいう。

(2) まちなか賑わい創生事業 中心市街地において賑わいを創出し、中心市街地の活性化に寄与する事業であって次に掲げるものをいう。

ア まちなかイベント事業 交流人口の拡大又は中心市街地への集客を図るイベント等であって、商店街の一部又は全部を会場として開催するもの

イ 商店街イルミネーション事業 商店街におけるイルミネーション装飾を行うもの

ウ 駅前イルミネーション事業 沼津駅周辺におけるイルミネーション装飾を行うもの

(3) 商店街団体 次に掲げる組合又は団体をいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）で定める商店街振興組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）で定める事業協同組合であって、商店街を形成し、共同活動を行う団体

イ 一定の地区内における主として中小小売商業者により組織された団体で、市長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、まちなか賑わい創生事業を実施するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 商店街団体、複数の商店街団体で組織された団体又は商店街団体に属する複数の事業者等により組織された団体

(2) 商店街団体と連携してまちなか賑わい創生事業を実施する市民活動団体で、定款、規約、会則等により、団体の代表者及び運営に必要な事項が定められているもの

(3) その他市長が認めた法人その他団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

(1) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する団体

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の団体が行うまちなか賑わい創生事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 国又は地方公共団体から他の補助金の交付を受ける事業

(2) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている事業

(3) その他市長が不適當と認める事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用のうち、別に定める経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、別表に定める補助対象事業ごとの限度額を上限とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（事業の公募）

第6条 市長は、補助金の交付をしようとする場合は、期間を定めて補助対象事業を公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助対象事業を公募する場合は、公募に関する事項を定め、これを公表するものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、沼津市まちなか賑わい創生事業補助金交付申請書（別記様式）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 定款、規約、会則等の団体の概要を示す書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けたものは、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこととする。

(実績報告)

第10条 第8条の規定による補助金の交付の決定を受けたものは、当該補助事業が完了したときは、規則第11条に定める事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業の実施状況が分かる書類

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	限度額
まちなかイベント事業	40万円
商店街イルミネーション事業	20万円
駅前イルミネーション事業	50万円